

若狭ネット

第102号 2006年12月23日

発行：若狭連帯行動ネットワーク

代表連絡先 福井：「止めなくちゃ！」

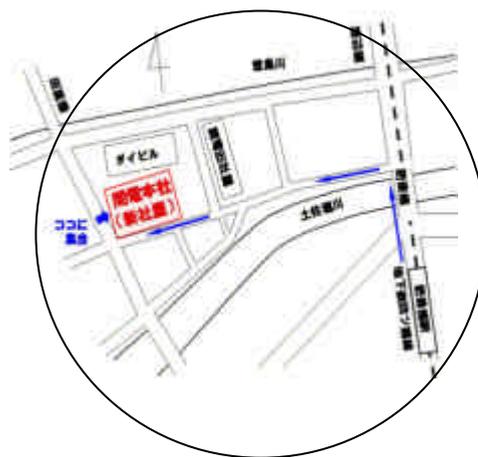
げんぱつ」連絡会(〒915-0235 越前市不老町6-36 山崎方 TEL0778-42-3630) 大阪：日高原発に
反対する大阪の会(〒583-0005 藤井寺市惣社1-1-21 久保きよ子方 TEL/FAX 0729-39-5660)
ホームページ <http://www4.ocn.ne.jp/~wakasant/> E-mail: wakasa@gaea.ocn.ne.jp

美浜3号の運転を再開するな！ 緊急申し入れ行動

12月27日(水) または
28日(木)(予定)
どちらかで行きますので、必ずご連絡下さい。

10日(水)午後6時～
関電本社行動

場所： 関西電力本社
(地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車 徒歩5分)



「新聞折り込み基金」にご協力をお願い

- 関電は、来年早々にも美浜3号炉の運転再開をねらっています。

そこで、美浜町へ緊急に「美浜3号炉の運転再開に反対します」の新聞折り込みをします。カンパのご協力をお願いします。

新聞折り込み 1口 500円 (何口でもよろしくお願いします)

郵便口座 若狭ネット 00940-2-100687 ご連絡は、久保まで 072-939-5660



関電は、美浜3号の運転再開をめざす

今から2年前の2004年8月9日、11人が死傷する関電美浜3号炉の高温蒸気噴出事故(二次系配管破断)が起きました。事故か

ら2年5ヶ月になりますが、遺族の憤りはおさまらず、深い悲しみはいやされません。関西電力はこれを顧みず12月20日、「年明けの1月11日に運転再開をする」と発表しました。このような暴挙は許されません。中国電力は、ダムの安全性に関するデータ改ざん問題で、

当時の社長や土木担当常務などが役職を辞任しました。しかし、関西電力は、だれも辞任していません。だれも責任をとらずに運転を再開させようとしているのです。

関電という企業の恐ろしいまでの「もうけを最優先させる」体質の一端を見る思いがして、身震いすら覚えます。

福井県警察捜査本部は、年明けにも破断した配管を管理していた関電社員数人を業務上過失死傷容疑で立件する方針を固めた」とマスコミ報道されました。配管の危険性を知りながら放置していたと判断し、強制捜査も視野に入れて詰めめの捜査を行う」といふのでした。

しかし、関電は一貫して、「私どもは、配管破断が起こるまで配管の危険な状態は全く知りませんでした。」と、とぼけています。

福井県警は、関電がいかに原発の安全性をないがしろにしてきたかを明らかにし、年明けにも関電社員数名の罪を問おうとしているのですから、関電は、美浜3号の運転再開日程の発表を謝罪し、運転再開決定を白紙に戻し、自らの責任を明らかにすべきです。

県警は、「事故があった1ヶ月前に関電は、配管の危険性を知っていたと判断、・・・」

県警は、事故が起こった1ヶ月前の7月の段階で配管がすでに危険な領域に入っていたことを関電は知っていたとして、きびしく責任を追及し、立件する」と報道されています。

私たち若狭ネットも美浜3号の問題点について、何度となく関電交渉を行い、追及してきました。この問題は何であったのか、もう一度振り返っておきましょう

関電は、次のように、事故の1年以上も前から、この配管が危険だと認識していたはず



事実 事故の1年4ヶ月前

2003年4月に関電下請けの日本アームが、点検登録漏れを見つけました。しかし、1ヶ月後の5月の定期検査では点検せず、翌年の定検に延ばすことにしました。目標43日という非常に短い定検期間を達成することが最大の関心事であり、配管の交換をするとすると、長い期間止めなければなりません。1日でも運転が遅れれば、何億円ものもうけがふっとんでしまうのですから当然なのでしょう。関電は、日本アームから点検漏れの連絡を受けたはずですが、「受けていない」ととぼけています。

事実 事故の1年2ヶ月前

2003年6月に関電下請けの日本アームが点検漏れを配管図(スケルトン図)に記入しました。しかし、この配管図をチェックしているはずの関電は、「点検漏れがあるとは知らなかった。」と逃げています。

事実 事故の9ヶ月前

2003年11月には、日本アームは、事故の起きた配管部を次の点検リストにあげましたが、関電は点検リストを入念にチェックしているはずなのに、「チェックしないままOKを出した」と信じられないわけをしています。

事実 事故の2週間以上前

事故の1ヶ月前の2004年7月に関電は、大飯1号でより早く配管が薄くなっているのを発見し、美浜原発でも再チェックするように指示しました。美浜3号でも、7月末までに点検漏れを「抽出」しながら、次回点検は、8月14日と「確認」していた

ので、そのままに放置して、8月9日に事故を起こしたのです。

私たちの想像ですが、「28年間一度も点検していないことを知っていて、原発を運転するか、停止するかを判断を上司お伺いを立て、決定権を持つ上位の責任者が、おそらくあと1週間で定期検査にはいるから、このまま放置しておきなさいと判断されたのではないか。」と疑っています。

このように事故を起こす1年以上前から、破断配管部の点検漏れはわかっていました。原発が悲鳴を上げていても、関電はまったく理解できないまま、「もうけ」にひた走る体質を明らかにしたのです。

若狭の原発を一日も早く止めていかねばなりません。

関電は、何度も反省しながら、 今なお品質保証システムはずさん。

関電の美浜3号の運転の再開をめざす企業体質に恐ろしさすら覚えますが、それでは、関電の「品質保証システム」は、事故を反省し、今はきちり機能しているのでしょうか。

最近の問題点を見るだけでもええ加減な体質が見えてきます。最近、大飯原発で、冷却水の温度測定の管理で改ざんが行われていました。関電は、「想定範囲内で処理しているので問題はない」との見解を出し、正当であるかのように主張していますが、これ一つを取ってみても、関電の「安全品質保証システム」が、機能していないことは明白です。関電が「安全管理」の徹底を叫んでも、実態はこの有様です。

関電は、原発の60年運転をめざして、美浜3号の運転再開をすすめて、徹底した安全管理どころか、実際に定期検査を一層短縮しようとしています。また、原発を13カ月を超えて20カ月まで連続運転しようとしています。おど

ろくべきことに運転しながら点検や補修する方法を導入しようとしているのです。実際、検査の簡略化が進められようとしているのです。

こんな中で、自然災害である地震による美浜原発の危険性が問題となって来ています。原発周辺の活断層による想定地震の大きさを小さく見積もっている問題です。

私たちは、即刻、12月27日または28日に(予定)関西電力本社へ抗議し、原子炉起動が予定される来年1月10日にも、午後6時から関電本社に申し入れ行動を行います。緊急ですが、共に行動をしましょう。

教育基本法の改悪法案が、成立 原子力推進教育が 公然と学校現場に打ち出される危険！

ついに教育基本法の「改正」案が成立しました。現在行われている各自治体の原子力・エネルギー教育支援事業交付金を申請するか、しないかにかかわらず、強制的にカリキュラム化され、学校現場におろされてくる危険がはっきりとしてきました。

「改正」案の第16条「教育行政」では、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべきものであり……」とあります。

原子力推進教育は、国の「エネルギー政策基本法」の第14条に「エネルギーに関する知識の普及等」に含まれるとの拡大解釈も可能であり、ここでいう「他の法律」にあてはまると主張される可能性もあります。教育振興計画に明記される可能性もあります。

今後、教育基本法の実際の施行規則の内容に注意を払わなければなりません。どのように盛り込んでいくのか、注意を払っていかねばなりません。原子力推進教育は、日本国憲法に違反するものであることも訴え、学校現場への強制に反対していきましょう。